

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要 (令和4年4月1日時点)

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 全1,741市町村(東京都特別区を含む。以下同じ)については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,476市町村(84.8%)となり、前回調査と比較して32市町村(1.9ポイント)増加している。(P4)
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では「策定済み」が95.1%であるのに対し、町村部では75.7%になっている。(P4)
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、人口50万人以上の自治体では策定率100%を達成しており、5万人以上の自治体では策定率96%を超え、1万人以上の自治体では87%を超えている。(P5)
- 「策定未定」の180市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く148市町村(82.2%)となっており、160市町村(88.9%)が、策定のために必要な支援策について、「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。(P18)

【地域福祉計画の記載内容、評価・改定状況等】

- 計画策定済みの1,476市町村の計画の策定内容について、地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けている自治体は1,082市町村(73.3%)になっている。(P6~P7)
- 計画の期間については、1,089市町村(73.8%)が「5年」となっている。(P11)
- 計画の内容の点検状況については、計画を定期的に点検しているのは970市町村(65.7%)となっている。うち600市町村(61.9%)は評価実施体制を構築(評価委員会等を設置)している。(P11)

【市町村による包括的な支援体制の整備に関する記載状況】

- 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項(※)について、1,209市町村(81.9%)がいずれかの項目を計画に位置付けている。また、837市町村(56.7%)が3つの当該事項を全て計画に盛り込んでいる。(P6、9)
(※)社会福祉法第106条の3第1項1号~3号に掲げる施策

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況・記載内容】

- 全47都道府県については、都道府県地域福祉支援計画を策定済み。(100%) (P20)
- 47都道府県とも、地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けている。(P20)
- 市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項について、47都道府県とも、いずれかの項目を記載している。(P22)

- 都道府県における管内市町村の地域福祉計画の策定率については、21 都道府県（44.7%）において100%を達成している。（P25）
- 策定率100%を達成していない26 都道府県のうち、20 都道府県（76.9%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。（P26）

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）

- 1 策定状況
 - （1）市区部・町村部別の策定状況
 - （2）人口規模別の策定状況
- 2 地域福祉計画の策定内容
- 3 地域福祉計画の改定状況
- 4 地域福祉計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 7 自治体総合計画との関係について
- 8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について
- 9 その他関係する分野の計画との関係について
- 10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

【調査の概要】

- 調査対象 1,741 市町村
 - 回答数 1,741 市町村（回答率 100%）
 - 調査時点 令和4年4月1日時点
- ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）

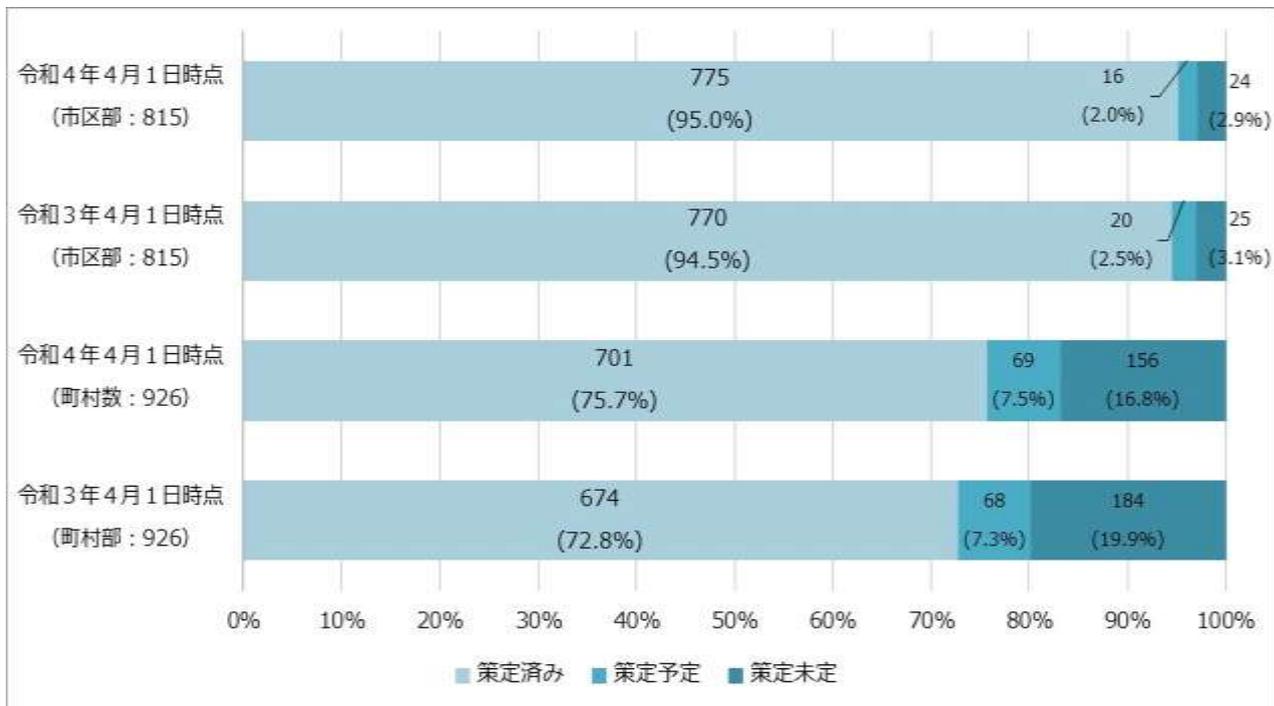
I-1 策定状況

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」は1,476市町村（84.8%）となり、前回調査と比較して1.9ポイント増加した。



I-1-1 市区部・町村部別の策定状況

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は0.6ポイント、町村部は3.1ポイント増加した。
- 策定率を比較すると、市区部（95.0%）と町村部（75.7%）の間には19.3%の差がある。



I-1-(2) 人口規模別の策定状況

- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 「1万人未満」の市町村の策定率は7割程度であり、「5万人以上」の市町村は9割を超えている。

	策定済み	策定予定	策定未定	計
100万人以上	11	0	0	11
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
50万人以上～100万人未満	24	0	0	24
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
20万人以上～50万人未満	94	3	0	97
	96.9%	3.1%	0.0%	100.0%
10万人以上～20万人未満	147	0	3	150
	98.0%	0.0%	2.0%	100.0%
5万人以上～10万人未満	234	7	1	242
	96.7%	2.9%	0.4%	100.0%
1万以上～5万人未満	601	31	57	689
	87.2%	4.5%	8.3%	100.0%
1万人未満	365	44	119	528
	69.1%	8.3%	22.5%	100.0%
計	1,482	85	180	1,747

I-2 地域福祉計画の策定内容

- 地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、9割以上の市町村が計画に位置付けている。また、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けている自治体は1,082市町村（73.3%）となっている。
- 包括的な支援体制の整備に関する事項について、計画に位置付けているのは、いずれかを位置付けている自治体は、1,209市町村（81.9%）となっている。

地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目について

〈項目別策定自治体数〉

策定済み 1,476 市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
1,434	1,445	1,254	1,426	1,209
97.2%	97.9%	85.0%	96.6%	81.9%

〈策定項目数〉

策定済み 1,476 市町村の回答

5項目すべて	4項目	3項目	2項目	1項目	該当なし
1,082	270	78	16	12	18
73.3%	18.3%	5.3%	1.1%	0.8%	1.2%

各項目における盛り込まれている詳細項目別の自治体数は次ページからのとおり。

〈内容詳細〉

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 策定済み 1,476 市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項		
様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	928	62.9%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	1016	68.8%
制度の狭間の課題への対応の在り方	986	66.8%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	1,231	83.4%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	799	54.1%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	676	45.8%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	859	58.2%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	689	46.7%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	1123	76.1%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	937	63.5%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	536	36.3%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	1131	76.6%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	848	57.5%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	494	33.5%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	394	26.7%
全庁的な体制整備	727	49.3%
その他	27	1.8%

① 「その他」の主な回答

- 地域福祉を支える人材育成の仕組みづくりに関する事項
- 災害時の支援体制構築（避難行動要支援者）
- 支えあいの地域づくり
- ボランティア活動の推進
- 健康増進・健康づくりの推進

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

策定済み 1,476 市町村の回答

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項		
福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	1364	92.4%
社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	972	65.9%
サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	689	46.7%
成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	1273	86.2%
避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	1296	87.8%

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

策定済み 1,476 市町村の回答

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項		
民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	459	31.1%
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	760	51.5%
福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	1,078	73.0%

④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

策定済み 1,476 市町村の回答

④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項		
活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	1253	84.9%
地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	1159	78.5%
地域住民、サービス利用者の自立	932	63.1%
地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	1136	77.0%
住民等の交流会、勉強会等の開催	1125	76.2%
地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	803	54.4%
民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	1103	74.7%

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

策定済み 1,476 市町村の回答

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項		
「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第1号に規定する施策〕	956	64.8%
「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第2号に規定する施策〕	1,015	68.8%
多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法 第106条の3 第1項第3号に規定する施策〕	1,048	71.0%
上記のいずれか1つ以上は盛り込んでいる	1,209	81.9%
うち、全て計画に盛り込んでいる	837	56.7%

【その他の事項】

要援護者の支援方策に関する事項について

策定済み 1,476 市町村の回答

要援護者の把握に関する事項	要援護者情報の共有に関する事項	日常的な見守り活動や助け合い活動の振興方策	緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり
1,190	1,108	1,115	960
80.6%	75.1%	75.5%	65.0%

消費者安全確保地域協議会との連携に関する事項について

策定済み 1,476 市町村の回答

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との連携に関する事項
313
21.2%

I-3 地域福祉計画の改定状況

- 「改定済み」の回答は1,227市町村(83.1%)となり、前回調査と比較して2.8ポイント増加した。
- 「改定済み」のうち改定回数については、352市町村(28.7%)が1回は改定している。

策定済み1,476市町村の回答

改定済み	改定予定	未改定
1,227	199	50
83.1%	13.5%	3.4%

〈改定回数〉

改定済み1,227市町村の回答

1回	2回	3回	4回以上
352	438	327	110
28.7%	35.7%	26.7%	9.0%

I-4 地域福祉計画の期間及び進行管理・評価体制

- 計画の期間については1,089市町村(73.8%)が「5年」となっている。
- 計画の内容を、定期的に点検しているのは970市町村(65.7%)となっている。そのうち600市町村(61.9%)は評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉

策定済み1,476市町村の回答

3年未満	3年	4年	5年	6年以上10年未満	10年以上	定めなし
5	31	47	1,089	229	63	12
0.3%	2.1%	3.2%	73.8%	15.5%	4.3%	0.8%

〈計画の点検状況〉

策定済み1,476市町村の回答

定期的に点検している	点検していない	無回答
970	503	3
65.7%	34.1%	0.2%

〈評価体制〉

定期的に点検している970市町村の複数回答

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	計画に評価指標を明記している	外部評価情報を評価の参考にしている	特に進行管理や評価体制の仕組みを構築していない	その他
600	367	301	6	130	77
61.9%	37.8%	31.0%	0.6%	13.4%	7.9%

評価体制「その他」の主な回答

- 基本目標4つに対して成果目標を設定しているが、次期計画改定時のアンケートでのみ評価が可能のため、そのタイミングで評価する。上記以外で、基本目標ごとにそれぞれ方向性をいくつか定めており、方向性一つに対し一つの実践目標があり、それは毎年評価する。
- 計画改定時に、アンケートでの町民施策評価を行うほか、施策の進捗結果を議会へ報告している。
- 事務局会(年3回程度)、連絡会(年1回)や推進協議会(年1回)を開催し、毎年の重点目標や活動計画の進捗状況や活動報告を行い、できたこと・できなかったことを体系図に記す。

〈評価委員会の開催回数〉

評価実施体制を構築している600市町村の回答

1年に1回未満(又は改定時)	1年に1回	1年に2回	1年に3回以上	無回答
135	362	81	15	7
22.5%	60.3%	13.5%	2.5%	1.2%

〈評価指標の具体的な項目〉

評価指標を明記している 301 市町村の回答から抜粋

- ・「地域福祉」の認知度
- ・助けあいができていると思う人の割合
- ・ひきこもりやニートは本人だけでなく社会全体の問題と考える市民の割合
- ・健康で幸せな生活を維持していると感じる人の割合
- ・地域で支え合いや助け合いが充実していると感じる市民の割合
- ・助けを求めることができる人がいる市民や困っている人の相談にのることができる市民の割合
- ・日常生活の問題や不安なことを相談する先がある市民の割合
- ・社会福祉協議会の名前も活動も知っている人の割合
- ・地域福祉コーディネータの支援件数
- ・地域福祉活動へのマッチングを行った件数
- ・包括的支援体制の構築に向けた会議の開催数
- ・ボランティア登録数
- ・福祉除雪の地域協力員数
- ・民生委員・児童委員の地域の担当を知っている人の割合
- ・民生委員・児童委員の充足率
- ・見守り活動への協力事業者数

I-5 地域福祉活動計画との関係

- 地域福祉計画を策定している1,476市町村のうち、1305市町村で地域福祉活動計画を策定しており、「連動させて策定している」が717市町村（48.6%）と最も多くとなっている。
- 「一体的に策定している」「課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している（整合性を図っている）」のいずれか1つを回答したのは1,227市町村（83.1%）となっている。

策定済み1,476市町村の複数回答

一体的に策定している	課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている	連動させて策定している（整合性を図っている）	左記いずれか一つを回答	特に関連、連動等させていない	その他	地域福祉活動計画は策定されていない
589	213	717	1,227	64	37	171
39.9%	14.4%	48.6%	83.1%	4.3%	2.5%	11.6%

地域福祉活動計画「その他」の主な回答

- 双方の計画の会議に担当者が参加するなどして整合性をはかっている。
- 一部の内容について連動させている。
- 次回改定では、一体的に策定する予定。
- 社会福祉協議会職員が策定委員として参加している。
- 地域福祉計画を参考にして地域福祉活動計画を作成している。

I-6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 策定済み 1,476 市町村のうち、1,210 市町村 (82.0%) が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して 1.6 ポイント増加した。
- 「地域福祉計画と別の単独計画として策定した」は 15 市町村 (1.0%)、「作業中である」は 43 市町村 (2.9%) であった。
- 生活困窮者自立支援方策の位置付けについて、市区部 (90.5%) と町村部 (72.6%) の間で 17.9 ポイントの差がある。

	地域福祉計画へ盛り込んだ	地域福祉計画とは別の単独計画として策定した	作業中である	予定はあるが、作業を開始していない	予定はない(未定)	無回答	計
令和4年4月1日時点	1,210	15	43	98	109	1	1,476
	82.0%	1.0%	2.9%	6.6%	7.4%	0.1%	100.0%
令和3年4月1日時点	1,161	13	44	102	109	15	1,444
	80.4%	0.9%	3.0%	7.1%	7.5%	1.0%	100.0%

〈市区部・町村部別〉

	地域福祉計画へ盛り込んだ	地域福祉計画とは別の単独計画として策定した	作業中である	予定はあるが、作業を開始していない	予定はない(未定)	無回答	合計
令和4年4月1日時点 (市区部：策定済775)	701	11	22	15	26	0	775
	90.5%	1.4%	2.8%	1.9%	3.4%	0.0%	100.0%
令和3年4月1日時点 (市区部：策定済770)	680	13	25	26	22	6	772
	88.1%	1.7%	3.2%	3.4%	2.8%	0.8%	100.0%
令和4年4月1日時点 (町村部：策定済701)	509	4	21	83	83	1	701
	72.6%	0.6%	3.0%	11.8%	11.8%	0.1%	100.0%
令和3年4月1日時点 (町村部：策定済674)	481	2	19	76	87	9	674
	71.4%	0.3%	2.8%	11.3%	12.9%	1.3%	100.0%

I-7 自治体総合計画との関係について

- 総合計画との関係については、策定済み1,476市町村のうち、92市町村（6.2%）が「総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している」と回答し、1,160市町村（78.6%）が「地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている」と回答している。

策定済み1,476市町村の回答

総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している	総合計画に地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている	総合計画と地域福祉計画は連動させていない	総合計画は策定されていない	合計
92	1,160	200	24	1476
6.2%	78.6%	13.6%	1.6%	100.0%

1-8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について

- 成年後見制度利用促進計画との関係については、策定済み1,476市町村のうち、500市町村(33.9%)が「一体的に策定している」と回答し、81市町村(5.5%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。
- 自殺対策計画との関係については、139市町村(9.4%)が「一体的に策定している」と回答し、120市町村(8.1%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。

〈成年後見制度利用促進法による市町村計画との関係〉

策定済み1,476市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が成年後見制度利用促進計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	無回答	計
500	135	81	97	662	1	1,476
33.9%	9.1%	5.5%	6.6%	44.9%	0.1%	100.0%

〈市町村自殺対策計画との関係〉

策定済み1,476市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が自殺対策計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	無回答	計
139	516	120	558	142	1	1,476
9.4%	35.0%	8.1%	37.8%	9.6%	0.1%	100.0%

1-9 その他関係する分野の計画との関係について

- 住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係については、策定済み1,476市町村のうち23市町村（1.6%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、11市町村（0.7%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 地方再犯防止推進計画との関係については、策定済み1,476市町村のうち91市町村（6.2%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、208市町村（14.1%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 市町村地域防災計画との関係については、策定済み1,476市町村のうち684市町村（46.3%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、105市町村（7.1%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

〈住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係〉

策定済み1,476市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	供給促進計画を策定していない	無回答	計
23	11	43	1,399	0	1,476
1.6%	0.7%	2.9%	94.8%	0.0%	100.0%

〈地方再犯防止推進計画との関係〉

策定済み1,476市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	地方再犯防止計画を策定していない	無回答	計
91	208	40	1,137	0	1,476
6.2%	14.1%	2.7%	77.0%	0.0%	100.0%

〈市町村地域防災計画との関係〉

策定済み1,476市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	地域防災計画を策定していない	無回答	計
684	105	670	17	0	1,476
46.3%	7.1%	45.4%	1.2%	0.0%	100.0%

I-10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 「策定未定」の180市町村のうち、60市町村（33.3%）が「努力義務化されたが策定する方針はない」と回答している。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く148市町村（82.2%）となっており、必要な支援策として160市町村（88.9%）が「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。

〈計画の策定方針〉

策定未定180市町村の回答

従来から策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたが策定する方針はない	計
20	100	60	180
11.1%	55.6%	33.3%	100.0%

〈未策定の理由〉

策定未定180市町村の複数回答

計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため	策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）ため	策定の必要性が感じられないため	他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている（又は対応予定の）ため（※）	その他
148	92	21	28	15
82.2%	51.1%	11.7%	15.6%	8.3%

（※）具体的な対応

- 市町村総合計画に同様の内容が盛り込まれている
- 各個別計画に同様の内容が盛り込まれている

未策定の理由「その他」の回答例

- 多忙であり、他に優先する業務がある。策定のための人材が不足。
- 財源不足策定に要する。
- 市町村総合計画等に概ね盛り込まれている。
- 市町村総合計画の改定に合わせて、策定する意向がある。

〈必要な支援策〉

策定未定180市町村の複数回答

既に策定した自治体のノウハウの提供	既に策定した自治体に相談し、直接助言を受けられるような体制の整備	既に策定した自治体の事例報告会などの場の提供	地域福祉計画に関する専門家の紹介	その他
160	60	71	57	9
88.9%	33.3%	39.4%	31.7%	5.0%

Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）

- 1 策定状況
- 2 地域福祉支援計画の策定内容
- 3 地域福祉支援計画の改定状況
- 4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 7 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

【調査の概要】

- 調査対象 47 都道府県
- 回答数 47 都道府県（回答率 100%）
- 調査時点 令和4年4月1日時点

※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

Ⅱ－１ 策定状況

- 全 47 都道府県において、地域福祉支援計画策定済み。(100%)

Ⅱ－２ 地域福祉支援計画の策定内容

- 地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる 5 項目すべてを計画に位置付けているのは 46 都道府県 (97.9%) になっている。

〈項目別策定自治体数〉

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
47	47	47	46	47
100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%

〈内容詳細〉 以下、複数回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	38	80.9%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	34	72.3%
制度の狭間の課題への対応の在り方	44	93.6%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	44	93.6%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	35	74.5%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	40	85.1%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	34	72.3%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	39	83.0%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	45	95.7%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	38	80.9%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	42	89.4%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	43	91.5%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	28	59.6%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	35	74.5%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	23	48.9%
全庁的な体制整備	25	53.2%
その他	9	19.1%

「その他」の回答例

- 災害時の要配慮者対策の推進
- 大規模災害からの復興や災害に備えた地域づくり
- 人財づくり
- 外国人住民への支援
- 民生委員・児童委員の活動への支援
- ヤングケアラーへの支援
- 子どもの貧困対策
- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

市町村に対する支援	市町村が実施する広域事業に対する支援	都道府県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
47	22	25
100.0%	46.8%	53.2%

③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

社会福祉に従事する者を確保するための養成研修	社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修
46	46
97.9%	97.9%

④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等	サービスの質の評価等の実施方策	広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保	成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保
39	44	30	44
83.0%	93.6%	63.8%	93.6%

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

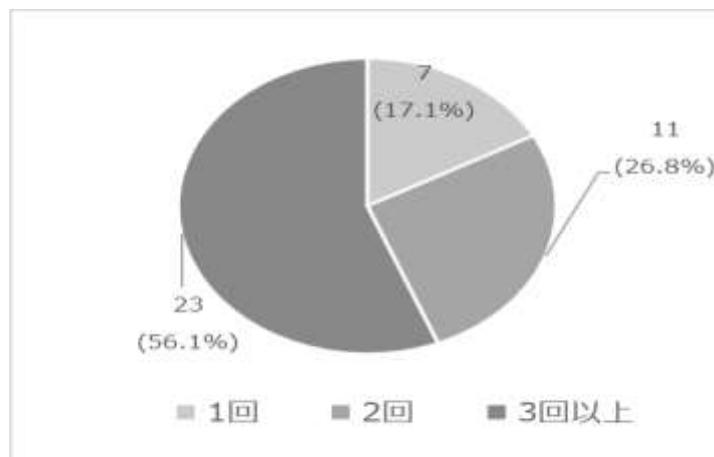
単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案	住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言	上記3項目のいずれかの項目は記載している
30	27	45	47
63.8%	57.4%	95.7%	100.0%

Ⅱ－3 地域福祉支援計画の改定状況

- 「改定済み」と回答した都道府県は41都道府県、そのうち11都道府県が「2回」、23都道府県が「3回以上」と回答している。

〈改定状況〉

41都道府県の回答

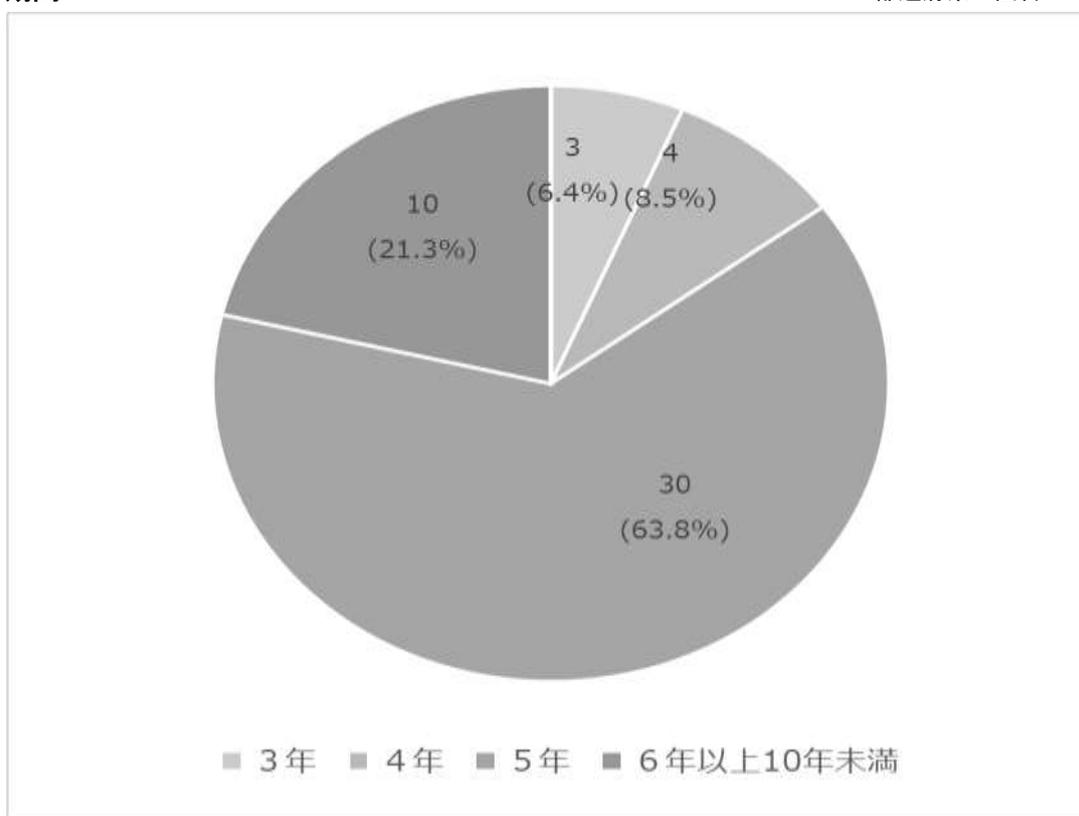


Ⅱ－4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理

- 計画の期間については、30都道府県(63.8%)が「5年」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは42都道府県(89.4%)となっており、そのうち29都道府県が評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉

47都道府県の回答



〈計画の点検状況〉

47 都道府県の回答

定期的に点検している	点検していない
42	5
89.4%	10.6%

〈評価体制〉

計画を定期的に点検している 42 都道府県の回答（複数回答）

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	外部評価情報を、評価実施の参考に使っている	特に進行管理や評価体制のしくみを構築していない	その他
29	20	2	1	4
69.0%	47.6%	4.8%	2.4%	9.5%

〈評価委員会の開催回数〉

評価実施体制を構築している 29 都道府県の回答

1年に1回未満（または改定時）	1年に1回	1年に2回	1年に3回以上	その他
4	23	2	0	0
13.8%	79.3%	6.9%	0.0%	0.0%

Ⅱ－5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは 45 都道府県であり、盛り込む予定はないという回答が 2 都道府県であった。

〈詳細内容〉

盛り込んだ内容 45 都道府県の回答

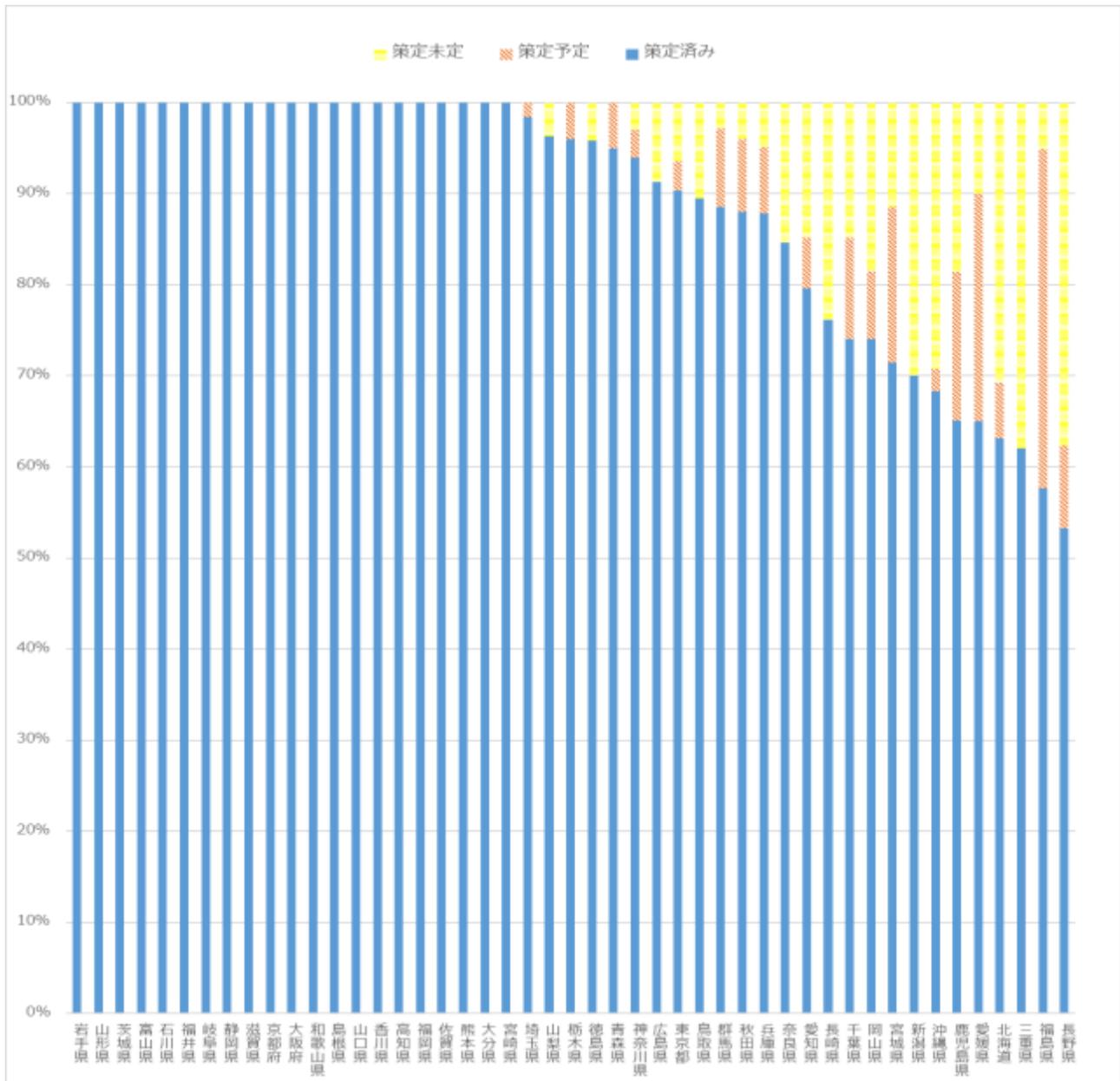
生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項	生活困窮者の把握に関する事項	自立相談支援機関の運営	相談支援機関設置等に係る広域的な調整	相談支援員等の人材の育成・研修	新たな地域資源の創出
36	30	29	20	30	14
80.0%	66.7%	64.4%	44.4%	66.7%	31.1%

II-6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

都道府県別の市町村地域福祉計画の策定率について、21 府県（44.7%）が100%を達成している。

※ 策定率 100%は、岩手県、山形県、茨城県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県

47 都道府県の状況

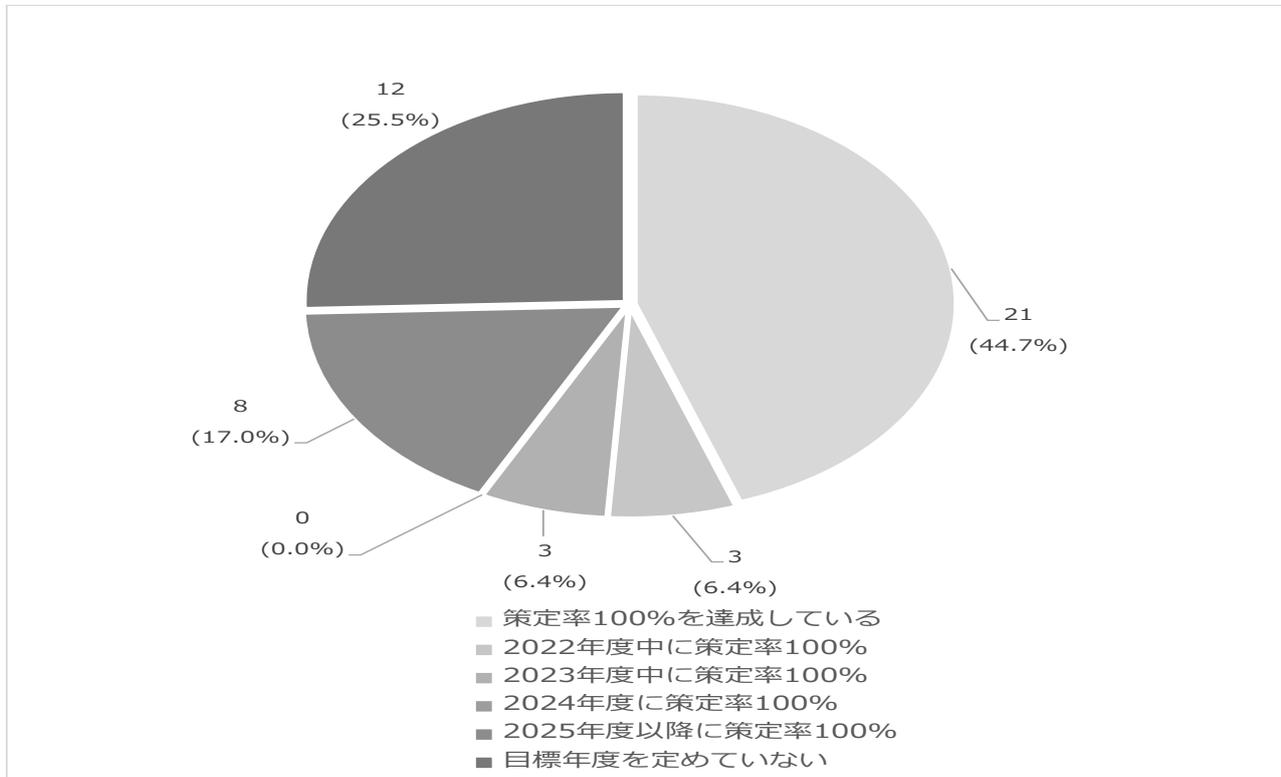


Ⅱ－7 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

(1) 管内市町村の地域福祉計画策定率 100%達成目標年度

- 100%未達成の 26 都道府県のうち 14 都道府県が目標年度を定めており、12 都道府県が「目標年度を定めていない」と回答している。

47 都道府県の回答



(2) 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 策定率 100%を達成していない 26 都道府県のうち、20 都道府県が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。

具体的な働きかけの内容例

- 市町村職員を対象とした会議・研修会等を開催し、策定を働きかけ
- 個別に訪問・連絡し、ヒアリング・アドバイス等を実施
- 先行事例や優良事例、策定率を照会し、策定を促進
- 通知・文書等により策定に向けた取り組みを依頼